

皆さまからの声

お寄せいただきましたご意見等

平成30年3月19日

歩き煙草や公共の場での喫煙を完全禁止にして欲しい

歩き煙草や公共の場での喫煙を完全に禁止にしてもらいたいです。

歩き煙草で顔の近くに煙草があって子どもたちが危険な目に遭ったり、私自身も手に当てられた事があります。

その時注意したら、怒鳴り散らされてとても怖かったです。

副流煙による身体への影響も証明されているのですから、歩き煙草や公共の場での喫煙は人を傷つけるのと同じ位ひどい事だと思います。

コンビニエンスストアやたばこ屋の前に灰皿を置いてあるのも、近くを通った時やコンビニエンスストアに入る時、とても迷惑です。

医療費低減にも効果があると思います。

行政として厳しく取り締まる事で、市民の健康や危険から守られるようにして頂きたいです。

浪速区役所や関係部署からの回答

平成30年4月26日

大阪市では、市民の皆様等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として平成19年4月に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」（以下、「条例」）を施行し、道路、広場、公園その他の公共の場所で、他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある喫煙はしないよう、自主的な努力を促すとともに、有識者・各種団体等の代表者で構成された「大阪市路上喫煙対策委員会」（以下、「路上喫煙対策委員会」）の答申を踏まえ、現在、「御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺」と「都島区京橋地域」を「路上喫煙禁止地区」（以下、「禁止地区」）に指定し、違反者に対し罰則（過料1,000円）を適用しています。

この条例は、喫煙マナーやモラルの向上を図ることを施策の基本としており、「禁止地区」の指定は、「禁止地区」外へのPR効果も含め、普及啓発効果が大きいと考えられる地域を指定し、実効性のある規制や取組を進めております。

「公共の場での喫煙の完全禁止」とのご意見につきましては、「禁止地区」の拡大につきまして、区などの関係部署とも連携しながら、路上喫煙対策委員会にお諮りし、検討してまいります。

また、「禁止地区」以外の取組として、全国に先駆けて「たばこ市民マナー向上エリア制度」を設け、地域住民の方々や事業者の団体が主体となって、市民のマナー意識を高め、安心、安全で快適なまちづくりを進める観点から、本市との協働のもと、路上喫煙防止に向けた普及啓発活動に取り組んでいただいております。現在、市内で70団体が活動しておられます。

本市としましては、引き続き地域の住民・事業者の皆様との連携を密にしながら、喫煙モラルの向上、マナー定着に向けた取組や啓発を積極的に推進してまいります。

（環境局回答）

皆さまからの声

お寄せいただきましたご意見等

平成30年4月3日

浪速区役所職員の窓口対応について

大阪市内に本籍があり浪速区役所に離婚届を出した際、戸籍抄本が必要と言われました。

本籍地のある役所に提出する際、戸籍抄本は不要と記されていますが、担当者は「区が違う」と言います。大阪市は区毎に違う行政ですか？都構想が実施されているならわかりますがこれは大阪市の都合ではないですか。

用紙をもらいに行った際に話をされるならまだしも、届け出時に当然のように言われるのは不愉快です。

窓口で何故か聞くと「別の区なので」「ご意見は伺っておきます」というマニュアル通りの返事でした。

これから大阪市民となり税金を支払うと思うといやになります。

浪速区役所や関係部署からの回答

平成30年4月13日

離婚届に際しての戸籍抄本の提出につきまして、政令指定都市においては、戸籍法第一条及び第四条により各区長が戸籍事務管掌者となるため、同じ大阪市内であっても届出地が本籍地の区と異なる場合、戸籍法施行規則第六十三条に基づき、戸籍記載又は調査のため戸籍謄本（抄本）の提出を求めています。

なお、浪速区役所では、住民登録や戸籍等にかかる窓口業務については、事業者による業務委託をしています。

このたび、対応した事業者のスタッフからの説明が不十分、かつ丁寧さに欠けていたためにたいへん不愉快な思いをおかけしてしまいました。

ご指摘いただいた件につきましては、直ちに委託事業者に対し、適切な案内、丁寧な説明を行うよう厳しく指導いたしました。

また、ご指摘いただきました内容を踏まえ、委託事業者のみならず、区役所職員に対して、市民の皆様が目線に立ったわかりやすい説明と、親切で丁寧な窓口対応を心がけ、気持ちよくお帰りいただけるよう、周知徹底を図りますとともに、窓口サービスの向上に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

皆さまからの声

お寄せいただきましたご意見等

平成30年4月3日

浪速区役所出入口等の整備について

先日、「浪速区役所の正面玄関前のプランター内に雑草が生い茂っており、見栄えがとても悪い。特に来庁者が多い時期であり、玄関の周りは誰もが目にするところなので、きれいな状態に保っておくべきではないか。業者が雑草の除去や手入れ等をしているのだとしたら、市民の税金から委託料を払っているのだから、しっかりと責任を持って手入れしてほしい。窓口サービスの格付け結果の公表も行われたところなので、区役所には気を引き締めてほしい。」と指摘した。

以前指摘した箇所は手入れされていたのを確認したが、区役所北西の植栽スペース（駐輪場横）の雑草は手入れされておらず、生い茂っていた。

10分もあればきれいにできると思うし、なぜ以前指摘した箇所のみしか対応しないのか。

また、公示送達の掲示板を見たところ、掲示物の上一箇所（書類上部真ん中）しか留められていないものがあり、両端がめくれて丸くなっており、非常に見づらい。なぜ両端を留めないのか。見づらいと気付かないものか。また、掲示板の下には使っていない画びょうが置かれていた。

浪速区役所や関係部署からの回答

平成30年4月25日

最初にご指摘をいただきまして、区役所正面玄関付近のプランター内の雑草等除去作業をさせていただきました。約1時間半の作業時間の中で、付近のアスファルト等から生えている雑草やコケ類の除去作業も併せて実施させていただきました。

再度ご指摘いただいた箇所及び他数カ所につきましても、当初より把握しておりましたが、作業時間の都合上、後日複数人で除草等の作業を行う計画とさせていただいておりました。

庁舎敷地内の除草等作業につきましては、職員が行っており、4～6ヶ月に1度実施しております。今回ご指摘をいただき、また、確認させていただいた状況を踏まえ、今後は定期的な巡視を行う、除草作業の実施回数を増やすなど、庁舎の適切な維持管理に努めてまいります。

また、掲示板につきましては、ご指摘いただきました後、すぐに掲示方法を修正するとともに、全課に掲示方法についての周知を行いました。

このたびのご指摘を踏まえまして、市民の方の見やすい掲示に努めてまいります。